史料紹介

貞享五年・伊豆蔵五兵衛「店法度・作法幷異見之事」

――伊勢商人の江戸店の店則――

近世経済史料研究会

一　「店法度・作法幷異見之事」について
二　伊豆蔵と伊豆蔵五兵衛
三　三井と伊豆蔵
四　現金安売掛値なし
五　模倣される店則
六　AI―OCR技術を利用した史料翻刻について
史料翻刻「店法度・作法幷異見之事」
（参考史料）解説・翻刻　伊藤屋「家訓録」

一　「店法度・作法幷異見之事」について

本史料は伊勢商人である伊豆蔵五兵衛家の、江戸の店舗の規則である（伊豆蔵と伊豆蔵五兵衛については二を参照）。奥付に貞享五年（一六八八、九月に元禄に改元）五月十一日の日付とともに「伊豆蔵屋五兵衛正信」の署名と花押がある。幅約三六センチ、長さ約一一メートル三六センチの巻子で、表紙は黒みがかった紺色である。題簽等は無い。全体的に保存状態は良好で、大切に保管されていたことがうかがえる。二〇一八年に三井文庫が古書店より購入したが、それ以前の来歴はわからない。伊豆蔵の史料はほとんど残っておらず貴重であることから、今回輪読して史料紹介することとした。

本史料には見返しに前書【1】（以下【】は史料記事番号）があり、次いで「店法度作法幷異見之事」の内題と序文【2】がある。それに続いて、①「法度之事」（八箇条【3】

～【10】、②「作法之事」（二八箇条【11】～【38】）、③「両支配人日用勤之事」（五箇条【39】～【43】）、④「異見之事」（四箇条【44】～【47】）の四項目・四五箇条からなる条文がある。その後ろに跋文【48】・伊豆蔵五兵衛による一文と署名があり、最後に商いの心得らしき言葉【49】～【51】が列記されている。前書は伊豆蔵屋五兵衛が京都店の全奉公人に向けて発信したもの、内題以下の内容は伊豆蔵屋五兵衛が江戸店の奉公人に向けて発信したもの、署名より後ろの部分は心得として書き留めたものである。本史料を読む際はこの点留意しておく必要があるだろう。

本史料の前書部分では、この店則は江戸店の掟だが、京都店でも年に一回読み聞かせることにしたとある（「此御定目ハ江戸店之掟也といへとも、（中略）於京都一ヶ年ニ一度宛勝手之節、乃至月待之夜ニ而も、惣中を集め、年寄中之内ゟ読聞候事」【1】）。本史料自体は京都店で配備・運用されていたものだったということになる。

①「法度之事」は、主に奉公人の守るべき内容で、いわば「べからず集」である。たとえば、無断外出の禁止、博奕・傾城狂・盗・賭事の禁止、店の内外での私的商売の禁止、着衣の規定と慎みの心構え、などの内容が盛り込まれている。

②「作法之事」は商売に関する注意事項で箇条数は本史料中最も多い。内容は多岐にわたるが、仕入、注文、販売など、呉服店の業務に関するものがほとんどである。特に現金売や掛売に関する注意が多い（詳しくは後掲**四**を参照）。

③「両支配人日用勤之事」は主に伊豆蔵五兵衛店の江戸店の支配人に関する職掌・心構えをまとめたものである。支配人の役割とともに、江戸店の商売相手の様子なども垣間見られる（詳しくは後掲**三**を参照）。

④「異見之事」は奉公人への訓戒などである。健康管理への注意や、傍輩同士の接し方、神仏や父母を敬い、立身することで孝行すること、支配人は身を正しくして家を治めること、などを記している。

本史料の跋文において、以上の内容は以前から定められていた内容を増補改訂したものであることを記している。五兵衛が江戸に出店してから定めた店則を、貞享五年に京都店でも読み聞かせるために一部改めたものと思われる。ただし、伊豆蔵は甚右衛門・吉右衛門・五兵衛の三つの店があり、甚右衛門の店が最も古い（後掲**二**参照）。五兵衛店の店則も、甚右衛門の江戸店の店則を参考に定めたものかもしれない。先述の通り伊豆蔵の史料はほとんど残っていないため、これら店則の制定過程などは判然としない。本史料の派生版と思われる店則が後年複数作成されているように（**五**で詳述）、他店の店則のフォーマットのひとつとなったようだが、起源がどこにあるのかについては今後の課題といえる。

（下向井紀彦）

二　伊豆蔵と伊豆蔵五兵衛

1　伊勢商人伊豆蔵とは

ここでは、伊豆蔵と伊豆蔵五兵衛について先行研究を踏まえて簡単にふれておきたい。[1]

伊豆蔵は古い伊勢商人である。天正十六年（一五八八）、蒲生氏郷が松坂に城下町を築いた後、初期松坂経済を支えた有力商家の一つであった。これらは蔵方と呼ばれ、伊豆蔵（鈴木家）・雲出蔵（寺西家）・射和蔵（小野田家）・鎌田蔵（鎌田家）・下蔵（神部家）・美矢古蔵（不詳）の六家あった。このうち伊豆蔵は、氏郷が松坂以前に松ヶ島に築城した際、代官を兼ね権勢を振るっていたという。

江戸に幕府が置かれると多数の武士とその家族が集住するようになる。その需要を満たすために商工業者も移住し、大量の物資が江戸へもたらされるようになる。江戸は巨大消費都市として成長する。ここに商機を見いだした多くの伊勢商人も江戸に出店し、消費物資を扱うようになる。伊豆蔵も一七世紀前半には江戸進出し、呉服業を営むようになっていた。

松坂・射和など伊勢商人は婚姻関係により入り組んだ親戚集団を形成していた。たとえば高利の叔母である妙休と清寿（後妻）は、伊豆蔵甚兵衛（鈴木秀信、鈴木甚右衛門家五代目当主）に嫁いでおり、三井と伊豆蔵も多層的な縁戚関係にあった（三で詳述）。

2　伊豆蔵の商売について

伊豆蔵（鈴木甚右衛門）は三代目当主甚右衛門（浄念）のときに江戸本町二丁目に呉服店を開業したという。開業年代はわかっていない。三井高利の長兄俊次が初めて江戸に出たのが寛永初年頃と推定されており、この時期すでに伊勢商人の伊豆蔵・家城・富山等は江戸で商売をしていたといわれている。そのため、伊豆蔵は元和期以前には江戸に出店していたものと推定されている。

伊豆蔵は呉服業や両替業を営んでいた。享保期には甚右衛門、吉右衛門、五兵衛の三家あり、三家で江戸に五軒、京都に二軒、大坂に一軒の呉服商売の店舗を有していた。事業本部兼仕入店を京都に置き、販売店を江戸・大坂に置く、近世の有力呉服商にみえる典型的な事業形態だったようだ。ただし、経営史料が残存していないため、経営の実態等は不明である。近世後期になると経営不振に陥り、明治初期には廃業し家も絶えている。

3　伊豆蔵五兵衛について

伊豆蔵五兵衛（鈴木正信）は寛永七年（一六三〇）に生まれ、後に甚左衛門と改称し、元禄十二年（一六九九）正月二十二日に七〇歳で没しているという[2]。法号は岑誉浄喜居士であった。父親は甚兵衛秀信（栄誉林慶居士）で、母親は先述の通り高利の叔母清寿である[3]。

伊豆蔵五兵衛も有力な松坂商人であった。元禄二年（一六八九）時点で、「呉服現金安売所」として越後屋八郎右衛門（駿河町）・富山喜左衛門（本町一丁目）・家城太郎二郎（本町一丁目）・伊豆倉（本町二丁目）の名前が見え[4]、享保五年（一七二〇）の絵図では江戸本町二丁目に間口五間の店を確認できる[5]。また享保二十年（一七三五）時点で、江戸本町二丁目と麹町二丁目の二ヶ所に店を持っていた[6]。本史料でも、五兵衛の江戸の店舗を「両店」と表現する箇所が複数出てくる【29】【38】。本史料の作成された貞享五年（一六八八）段階で、すでに五兵衛の店は江戸に二つあったものと思われる。

また京都では、享保二十年時点で衣棚二条下ル町に仕入店をもち[7]、時期不明ながら大坂の高麗橋二丁目にも呉服店を出していたという（本史料では大坂に店についての言及はない）。五兵衛は甚右衛門から分家し松坂の中町に居住する。なお、中町にも伊豆蔵の店があり、一八世紀後半には伊豆蔵伊平治の名で松坂木綿の買次問屋を営んでいたようだ。

先述のように、経営史料が残っていないため、五兵衛の呉服・木綿に関する具体的な経営や商売の内容などは明らかにできないものの、本史料作成時点で、五兵衛は三都に店舗展開し、呉服を扱う有力伊勢商人の一人だったといえる。

4　店法度にみえる伊豆蔵五兵衛店の様子

では本史料の内容から、五兵衛店の様子をみてみよう。先述の通り、五兵衛店は京都に一軒、江戸に二軒、大坂に一軒、店を持っていた。本史料は江戸店の店則だが、内容を読んでいくと京都店と江戸の二店舗が登場する。江戸の店舗の取引形態等については三で詳述するため、ここでは本史料から読み取れる京都店の役割について簡単に触れておきたい。

京都店は事業本部兼仕入店である。前書で江戸店の店則を京都店で運用するにあたり「京にては売附之商ハ不致とも、商人ハ売も買も同し事也」【1】としている。京都店は商売においては仕入専門店であり販売機能は無かったことが明記されている。「作法之事」のなかでも仕入店としての役割が描かれる。例えば、江戸店は京都店から届いた商品のチェックを行い、品質に問題があれば京都店に報告すること【23】、江戸店の見世物で購入希望品があれば、すぐに注文控に記載し京都に送ること【28】、などの箇条がある。京都店は基本的に、江戸店からの注文を受けて、必要な商品を調達して江

戸に送り、江戸ではそれらを検査し、値付けして店頭に出し、あるいは注文主に届けていた。「作法之事」には注文に関する記事も細かい。注文は売れ方を見ながら早めに行うこと【32】、春夏の注文は十月中、秋冬の注文は三月中に行うこと【33】【34】などの項目もある。この点、三井高利が延宝三年（一六七五）か四年の十月十三日に江戸の高富・高伴らに出した書翰に、伊豆蔵・富山・家城は春注文を十月初頭には京都に送っていること、こちらも一刻も早く注文を送ること、などを記している（「そうして春買注文、伊豆倉、富山、家城十月初り時分ニ注文上り申候、一刻もはやく御上せ可申候」[8]）。この伊豆蔵が五兵衛か甚左衛門かわからないが、江戸で商売を始めて久しい有力伊勢商人は春注文を速やかに送り、江戸出店数年の三井はまだ動きの遅い様子がうかがえる。有力呉服店は販売のみならず仕入でもしのぎを削っているのである。また、「商売記」には高利の言葉として、江戸の注文を待たずに京都で安いものがあれば大量に仕入れて江戸に送る工夫も記されている（『三井事業史』資料編一、三一頁）。注文や仕入の重要性は薄利多売で利益獲得を目指す呉服商共通の課題だったのだろう。

「作法之事」からは、京都店の事業本部機能についても垣間見られる。たとえば、江戸店では屋敷売りの商高・掛残りを半期ずつ記録して京都に報告し【18】、金銀の出入帳を京都に毎年提出することになっていた【24】。京都店が売上額や掛残りの状況や、金銀出入帳の内容を把握する点も三井などの呉服商と同様である。

ところで、「法度之事」のなかで「皆古郷ヲ離、遙々江戸へ参候ハ何之為ニ哉」【10】と記しているように、江戸店の奉公人の多くは江戸以外（おそらく松坂や京都）から雇用されていたものと思われる。「作法之事」のなかで、奉公人への貸銀は五両以上の場合、使途（購入希望品）を京都店に申請させ、必要と判断できれば貸与する【27】とか、手代が現銀売の呉服商として独立を希望する場合、京都店の許可を経て独立するが、掛け売りをする場合はその限りではない【35】などの箇条もみえる。また、支配人は奉公人の勤務実態を京都店に報告し、奉公人も支配人の勤務状況に不埒があれば同様に報告するよう定めている【38】。京都店は江戸の奉公人の勤務実態を把握し、給金の管理や独立の采配も行っていた。江戸店の奉公人の雇用をどの店が担当していたのかは判然としないが、三井などと同様、全店舗の奉公人の実態把握は京都店の役割だったといえよう。

（1）ここでは主に、大喜多甫文「松坂の豪商・鈴木家（屋号・伊豆蔵）について」（『三重の古文化』一〇七、二〇二二年）を参考にした。

（2）没年齢は「松坂北家過去帳」（三井文庫所蔵史料　特四三三）の記載を参照し、生年は試算した。なお、「松坂北家過去帳」（三井文庫所蔵史料　特四三三・四三四）は松坂北家（永坂町家）の旧蔵資料であったが、伊豆蔵の七左衛門家（特四三三）、本町上ノ丁家（特四三四）の過去帳の可能性があるという。この点については今後の課題である。

（3）「富山一家親類縁者始り銘々家略系図記」（国文学研究資料館所蔵史料、大黒屋富山家文書　二七G一四）。

（4）「江戸図鑑綱目　乾」（元禄二年）。

（5）玉井哲雄「江戸日本橋本町一・二丁目の特質―江戸町人地の研究（三）―」（『日本建築学会論文報告集』二五四、一九七七年、一二三頁）。

（6）樋口知子「史料紹介　関東呉服商人名前―杉浦氏『東武店万用集』を中心に―」（『三井文庫論叢』三三、一九九九年、二七六頁）。

（7）前掲樋口史料紹介、二七六頁。

（8）「宗寿居士御手跡」（三井文庫所蔵史料　殊二三）。本史料は樋口知子「史料紹介　三井高利関係書翰」（『三井文庫論叢』三一、一九九七年、一六二頁）で翻刻されている。

（下向井紀彦）

三　三井と伊豆蔵

1　三井家と伊豆蔵鈴木家の関係

三井家の系図で存在が確実であるのは、高利の祖父高安以降であり、後々までの本貫地である伊勢松坂への居住が確からしいのは、高利の父高俊からであるが、高安の娘二人（高俊の妹、高利の叔母たち）は、伊豆蔵鈴木家に嫁いでいる。両家以外にも、松坂・射和の豪商たちは、一七世紀前半には複雑に重なる縁戚関係を形成し、また江戸、特に本町に進出して呉服業などを営んでおり、三井家の松坂在住、江戸進出は、こうした同族集団のバックアップによるところが大きいとみるべきことが指摘されている[1]。高利は寛永一二（一六三五）年、長兄俊次の店で働くため、十四歳で江戸に下ったが、そのさいは「従弟伊豆蔵五兵衛兄甚三郎、年十五歳」と供一人という顔ぶれであったと回顧される[2]。こののち三井は、本町の呉服屋・親族集団と対立、決別してゆく。天和三（一六八三）年の駿河町移転が象徴的であるが、元禄一一（一六九八）年には、三井・伊豆蔵のほか、富山・家城・小野田・桜井ら「親類」で取り決めを行っていて（「式目」本九五四）、このころまではいちおう親族としての付き合いが存在はしていたらしい（この取り決めを親族集団の動揺の証左とみることもできよう）[3]。また享保七（一七二二）年制定の家法「宗竺遺書」では、領主紀州家に京都において「上ケ金」をするさいは伊豆蔵に相談するよう定めている（『三井事業史』資

料編一、一二頁）。これ以降、三井の史料中にも、伊豆蔵の姿はあまり見えてこなくなるようである。

事業上特記すべきは、「現金掛値なし」商法が、伊豆蔵を手本に導入されたものであるらしい点である。三井で同商法を導入した時期は、確実ではないが、延宝元（一六七三）年に江戸に出店してから一〇年以内だったらしい[4]。享保七（一七二二）年制定の「宗竺遺書」では、「手前前売の仕形、江戸にて伊豆蔵方様子在之、聞及見および候ニ付、其趣相考、前売に致させ候儀在之候」（『三井事業史』資料編一、一〇頁）とする。文脈は、縁者の子供であっても、「家法商の仕形他家へ相しらせ候儀、後日に手前商売のかい（害）に相成」から見習いとして店に置いてはならない、とする文脈であり、親族伊豆蔵の商法をかつては三井が模倣したとの認識が読み取れる。また同年に完成した家史「商売記」では、「後にハ店前売を仕はしめ情出し、屋敷方衆中現金買に被参候、其節前売致候店は伊豆蔵扨は已前より本丁二丁目下店に前売少々宛致候、其外は町見世店或は屋敷店迄にて在之候」とあり（『三井事業史』資料編一、三三頁）、伊豆蔵が先行していたことが回顧されている。

ここでいう「本丁二丁目下店」の解釈は従来議論の分かれるところであったが[5]、今回紹介した伊豆蔵五兵衛家の店則は、「伊豆蔵の本町二丁目の店」と読む牧原成征の理解[6]に親和的である。元禄二（一六八九）年の「江戸図鑑綱目」では、「呉服現金安売所」として「伊豆蔵」の「本町二丁目」店（家名は不明）をあげ（二参照）、享保二（一七一七）～一六年時点で本町二丁目には甚右衛門家・五兵衛家いずれも店があり[7]、このうち分家である五兵衛家の店を「下店」と表現し、ここの商法を模倣したことを示したものとみておきたい。

2　江戸における呉服店の取引形態

今回紹介する式目は、江戸の「両店」を対象としたものとみられるが【29・38】、二店の差異は特に記されず、ほぼ同様の取引形態・店制であったらしい。また五兵衛正信単独の書名で発令されているので、五兵衛家以外の店への言及はないとみられる。

江戸における一七世紀の呉服業については、一次史料が非常に乏しく、従来三井の史料が多く参照されてきた。これらは、あるいは条文が短く、あるいは後世の回顧であり、とくに語義について判断に迷う表現が少ないことから、推測あるいは後世の例の援用などによって考えなければならない点が多かった。この伊豆蔵五兵衛家江戸店の式目は、それほど長大なものではないが、一七世紀後半の江戸における呉服取引の実情をうかがわせる貴重な一次史料であり、かつ内容が整理されていて理解しやすいところがある。

まず「先支配人」（先任・上位の意か）は「店の奥」に詰めて「他町見世物」「屋敷持参物」を管掌するとし【39】、これに対し「次之支配人」は「店前」に詰めて「町見世」を下知し「前売」に精を出す、とする【40】。また別項では、「支配人」は「町見世・他町・屋敷・前売」にいたるまですべて手掛ける、といっており【43】、この式目では伊豆蔵五兵衛家の江戸店がおこなうべき商法が、四種に明瞭に整理して把握されている。支配人それぞれは夜、これらについて「他町并屋敷帳」【39】・「町之帳并前売」【40】を吟味するとあって、それぞれ別個の帳簿によって把握されていたものらしい。

以下、それぞれの内容を考えてみたい。

①「前売」は店頭販売であろう。四つの商法のうち、これをもっぱらすることが目標として宣言されている【14】。客がなじむと掛け売りに転じがちであると警鐘が鳴らされ、「現金掛け値なし」の徹底が強調されている【17】。この商法については、**四**を参照されたい。

②「屋敷」は、【16～20、39】で触れられており、その内容から、武家屋敷を顧客とし、商品を持参するものであろう。なるべく現金売とする原則（屋敷売＝掛売、前売＝現金売、という対応ではない）、およびその徹底が困難をともなうこと、先方が来店するよう誘導すべきことを強調している点に留意したい。また商品は、伊豆蔵が選んで持参、「銀札」で定価を明示し、先方にしばらく預けて購買の判断を持ったもので【17】、これを「持参物」（【39】）あるいは「見世物」[8]と呼び【21】、特定の手代が担当し、「先支配人」が店の奥で管轄するという【18・39】。

③「他町」は、言及が少なく明確ではないが、おそらくは同業者が集住する同じ町（【14】でいう「両町仲間」[9]）と区別して、他の町の住民を指すのであろう。「屋敷」と同様、店頭販売ではなく店の奥で「先支配人」が管掌し、先方に「見世物」を渡すもので【39】、訴訟で証拠となるよう「他町見世帳」にとくに印をとるよう強調するのは、商品を預けるかわりという趣旨であろう【22】。

④「町見世」は、やはり明確ではないが、「前売」と同様に店の表で「次之支配人」が管掌するというから【40】、来店する者を相手にする商売であり、しかし「前売」とは別であるということになると、同町に集住する同業者集団（実態というよりむしろ理念になっているかもしれない）との取引を指すものではなかろうか。

これと見比べるべき既知の分類に、吉田伸之が分析した、同じ本町二丁目にあった松坂商人小野田家呉服店の決算簿がある（前掲吉田論文一九九〇）。元禄末以降の売上高が、「前売」「町見世」「（奥帳）商人売」「屋敷売」に分類されており、

ほぼ同じ構成といえよう。吉田がおのおのについて三井の式目類の個別の規定を参照しながらおこなった推定は、右の伊豆蔵の四商法についての理解と重なるところが多く、[10] この伊豆蔵五兵衛家の式目は、当時の江戸呉服店の取引形態の典型をある程度包含したものとみなすことができる。

やや細かい相違点としては、まず小野田店の「（奥帳）商人売」で、吉田はこれを三井では中途から始めたという「諸方商人売」に対応するもので、「江戸や諸国の呉服屋へ問屋として販売する部門」と推定している。伊豆蔵の式目では、「先支配人」の管掌する「他町（見世物）」が対応しそうであるが、販売相手が他町の同業者（商売敵としては明示がある【14】）に限られるような記述はない。吉田は他方、三井の宝永期の「此度店々江申渡覚」において「奥帳場」が管掌するとされる「町方」（後述する同業者「本町・石町呉服店」と併記・区別される）を、大名への屋鋪出入に対応する有力町人への出入とみており、伊豆蔵の「他町（見世物）」は、全体の書きぶりからしてこちらに相当する可能性が高そうである。

次に、同じく宝永期の三井高富「此度店々江申渡覚」では、同業者間の取引とみられる「本町・石町呉服店」を、やはり「奥帳場」が管轄し、また「本町・石町こふくや」には「見せ物」を遣わすことがあるとする（『三井事業史』資料編一、八三頁下・九七頁下）。また、「前売場」で「見せ物」を遣わす場合は銀を預かるように定める（同七八頁上）。伊豆蔵では、「町見世」は店頭での販売であり【40】、「見世物」を渡すことは想定されていない。支払いの悪い取引先には「見世物」を渡さないとの規定があり【21】、三井の宝永の式目でも全般に見世物は好ましくないとみなされているようで（おそらく避けるべき掛売へと実質的に近づくためであろう）、貞享期の伊豆蔵では、宝永期の三井より「見世物」を預けることについて厳格であったと理解しておきたい。

全体には、利回り（**五**参照）と関連して商品の回転を重視し、支配人の裁量で価格を引き下げても売り捌くよう再三強調する【23・28・36・41】。低価格との評判・信用を重視し、商品ごとの利益率にはこだわらない【17・36・49】。また現金売と対置される掛売については否定的で、これを「本町」の商法と表現し、「たおれる」危険性（店の没落・貸し倒れ両方を含むか）を強調していて【15～17】、本町に店を持ちつつも、経営理念上は伝統的な本町の呉服商と一線を画している（富山・家城についての規定【25】をみると、三井のように敵対的というほどではなかったのだろう）。店の繁盛【43】が最高の価値で、家・店をこえた国家・社会への意識は希薄である。これらの点はおおむね三井と同様であろう。

3　手代統制をめぐって

この式目は、江戸店の店制および手代統制にかかわる項目が多数を占める。史料全体の性格を考える上でも重要と思われるので、簡単に整理しておきたい。

まず本史料の中核は、家の当主であり京都在住とみられる五兵衛正信から発されたもので、江戸には「支配人」が置かれる。別宅ではなく住み込みで【9】、店を離れないものとされ【39・40】、不在である主人の「名代」・（手代・店の）「頭」たる者【38・43】と定義される。江戸勤務中の「我等」（発令者の正信）の勤務を「聞及」ぶよう述べている【43】から、この時点で古参の手代たちの記憶にあるほどの時期には、主人正信（この式目の時点で五九歳）が江戸にいて店を指揮したことがあったのだろう。

他に手代の総称らしい「惣中」という表現が頻出するが、支配人以外の職階は出てこない。服装で支配人を例外とし【6】、支配人と「惣中」を対置した箇条もあるので【29】、手代の職階としては二層であったとみておきたい。支配人に問題がある際は「惣中」が「談合」し「連状」で京都に注進せよという箇条【38】をみると、手代の総数はそれほど多くはなかったものであろう。京都店では、やはり「支配」がいるらしい一方で、「年寄」も言及されているが【1】、両者の関係は不詳である（「年寄」は別宅だったのかもしれない）。

前提とされる手代像は、江戸以外の地から奉公して金をかせぎ、「立身」「分限に成」「出世」「行末の落着」を目指し、いずれ独立して「自分商」を営むはずの存在である【6・10・15・43】。奉公中は「元手」を店が預かり、これは奉公次第で多く蓄えられ、また五両以下ならば手代が自由に使えたらしい【6・27】。独立したのちの事業は、同業の呉服業であっても許可される場合があり、むしろ現金売を義務付けている【35】。独立後も五兵衛家店の経営にかかわる可能性は想定されていないようである。支配人の不正を、手代「惣中」が連名で弾劾できること【38】、大名相手の「屋敷売」について、掛は清算してから後任に「譲る」との規定【18】などをみると、手代個々の独立性が高く、主人・支配人に対しての手代集団の力も強いように思われる[11]。

統制・禁圧されている内容をみると、無用あるいは集団での外出【3・8】、博打・遊所狂い【4】、店の業務以外の「私商」【5】、華美な衣服【6】、勤務時間内の手習や過度な身づくろい【7・10】、火災・盗難への注意【9】、夜間の手習・算盤以外の諸芸稽古【7】などである。また事業上の注意として金銭の管理・決算の厳正さ【24～27】、寄会・談合の重視【29】、冗費の節約【37】、また灸治・食養生【44】、仏神信仰・親孝行【46】が強調される。いずれも近世の商家の禁則としてはしばしば見かけるものであろう。

興味深いのは、身づくろいについての詳細な記述や、博打について、店における接客・盤上（将棋・囲碁の意か）・少額であれば例外として認めていることで、一七世紀後期の江戸における風俗の反映として注目される。後者は後世に読み上げない旨が追記されていて、本史料の系譜を引くらしい別の商家の式目（**五**参照）にも含まれていない。また、医者・薬の効能を重視しつつ、万能視を戒める冷徹な視線【44】も興味深いところである。

（1）三井文庫編集・発行『三井事業史』本編一、一九八〇年、四～九頁。

（2）三井高治署名「商売記」（『三井事業史』資料編一、一九七三年、二八頁）。この人名の記し方はやや奇妙であるが、享保期の三井の印象・記憶からすると、伊豆蔵の本家よりも五兵衛家の方が重要であったことを示すかもしれない。なお、天和・貞享期の三井高好による本町の呉服商ら四〇名以上の書上には、伊豆蔵では五兵衛家のみが記されている。釘抜三井（高利の長兄の家）、大黒屋富山両家につぎ、ランクは「上」との評価である（西坂靖・吉田伸之「史料紹介「宗感覚帳」―創業期三井越後屋の動向」『三井文庫論叢』二四号、一九九〇年、二五四頁）。

（3）なお、三井は高利六男高好、高利の兄たちの子孫から三郎右衛門・六右衛門、伊豆蔵は「五郎吉」（不詳）が署名している。

（4）出店当初に江戸にいたらしい高富は、宝永期に江戸本店むけの店則で「中興工夫を以現金売と申儀初候処ニ、冥加ニ相叶、年々大分之前売ニ相成候」と述べており（三井高富「此度店々江申渡覚」『三井事業史』資料編一、八四頁）、少なくとも開店当初からでなかったことは確実である。元禄一四（一七〇一）年に幕府に提出した由緒書では「弐拾四五ヶ歳以前より定直段ニ相極、世上江売出シ」といい（同一二八頁）、延宝四（一六七六）・五年ごろとする。宝永六年（一七〇九）に将軍綱吉が没したさい呉服部門の最高幹部中西宗助は「先年御他界之節ハ三十年以前ニ而、手前店本町ニ而現銀之商開基之節ニ候」と記しており（「聞書覚」本一〇一五）、家綱が没した延宝八年（一六八〇）前後のこととする。これらは商法を指す語を異にするが、伊豆蔵の商法を模倣したとすれば、ほぼ完成した「現金掛値なし」商法の導入について述べているとみてよいだろう。なお、三井の家史類などをみると、全体に土地の買得や幕府御用の請負については精密に記すが、他の事業上の年代については曖昧であったり誤ったりしており（家史「商売記」では江戸・京進出を一年誤っている）、当時の三井における関心の所在、前提となる記録のありかたをしのばせる。

（5）吉田伸之「振売」（『巨大城下町江戸の分節構造』山川出版社、二〇〇〇年、初出一九九〇年）参照。

（6）牧原成征「商人と流通の近世」（『論集きんせい』三四、二〇一二年）。なお、本史料の輪読には牧原氏も参加しており、

本解題の執筆にさいしては氏の見解をも多々踏まえたが、記述内容についての責任は当該箇所の執筆者にある。

(7) 玉井哲雄『江戸町人地に関する研究』近世風俗研究会、一九七七年、六〇頁。

(8) 「屋敷売」は「持参物」、「他町」は「見世物」、と使い分けている可能性もあるが、ひとまず同じ趣旨と解した。なお「見世物」については、朝早起きして一斉に準備したらしい規定もみえ【8・13】、顧客邸に持参するものだけでなく、店頭販売で客に示せるよう準備した商品をも、このように呼んだかもしれない。

(9) この式目でいう「両町」は、呉服商集団とほぼ同義のようで、伊豆蔵五兵衛家の店があったらしい本町二丁目・麹町二町目でなく、本町・石町を指す語（慣用表現）とみておきたい。

(10) なお吉田論文の論点のうち、独自の顧客・売場をもつ「売子」「聖」の存在形態、および「せり」「現金掛け値なし」との関連性については（牧原前掲論文も参照されたい）、伊豆蔵の史料では、おそらく商売敵として「聖衆」に触れ【14】、三井と同様に売子（特に掛売をする売子）への販売を嫌い【15】、内容を峻別しがたい「せり」に言及【15・31】するが、いずれも実態の手掛かりに乏しく、従来の議論に益するところは多くなさそうである。

(11) 店に奉公する個々の手代を「商人」と言っている【2・43】ことは、あるいはこれに対応するかもしれない。時代は下るが、三井の手代集団が容易に統制されない存在であって、法度や諸制度はこれとの対抗関係で理解すべきことは、西坂靖『三井越後屋奉公人の研究』（東京大学出版会、二〇〇六年）を参照。

（村　和明）

四　現金安売掛値なし

1　現金掛値なしと掛商い

伊豆蔵の店則【49】の狂歌二首は、「失」と「徳」というお題のもと、商法上の損得が生まれる所以を対照的に描いている。「失」＝得意先を失い客足が遠のくのは、高利の掛値で販売するからだ。「徳」＝掛値なしで薄利の現金売りをすれば、後々まで繁昌は間違いなしだ。このように詠んで聴かせ、現金掛値なし商法の徹底を訴えている。

現金掛値なしといえば、誰もが三井越後屋を思い浮かべるであろう。それは江戸時代も同じで、すでに西鶴が『日本永代蔵』で「三井九郎右衛門といふ男（中略）よろづ現銀賣りに掛直なしと相定め」と語っていることから、三井を創始者とする向きがある。さらに後代の作となる加藤曳尾庵『我衣』では、三井が元禄期にこの商法を始め、伊豆蔵は宝永期に三井に倣ったとしている。これは元禄の頃に現金掛値なし

商法で「越後屋〳〵〳〵とて大に繁昌」し三井が一世を風靡したからで、実際の現金掛値なし商法の始まりは室鳩巣『兼山秘策』の記載を頼りに逆算すれば、だいたい寛文末年から延宝初年あたりになる（三井の史料からの年代考察については三を参照）。

三井高治の手になる「商売記」において、三井が店前売りをし始めた頃、「其節前売致候店は伊豆蔵」と述べられているように、伊豆蔵が先行していたことが知れる。そのことは貞享五年（一六八八）の伊豆蔵の店則によっても確認できる。「前売ニ而も屋敷ニ而も、初ハ現金ニ売候へとも馴染懸り候へハ、掛ニも可致候と相見得候、然ハ次第〳〵掛多ク成、現金商之本ヲ失」【17】とは、実商いの経験則に基づいており、少なくとも数年の歳月を経なければ得られない事柄である。「前売現金商専要ニ可致候」【14】と言い聞かせていても、馴染み客から掛売りにしてくれるよう頼みこまれれば、やはり嫌とはいえず、一人増え二人増えと掛商いが多くなっていく。特に武家相手の屋敷売りは、大名相手がその典型例となるが【19】、単価の高い商品売買が見込めるものの、現金を持ち合わせていない可能性も高く、どうしても掛売りになりがちである。

実は皮肉にも三井こそが掛商いに悩まされた商家だった。寛政六年（一七九四）夏に書かれた「江戸三店示合書」（本四六八―二）は、その一例となる。そこでは現金商いが「現印商」、掛売商いが「見印商」と表現されている。当時の三井は「現印商漸三歩、見印商七歩」という状況であり、それを「現印商七八歩、見印商弐三歩」と逆転した状態に立て直したいとしている。このとき見倣うべきとされたのは、現金商いを専らとしていた大丸屋だった。宝永年間の綿店も、「惣体出入の御屋敷方、前売ニ引合外ニ五六歩ハ慥ニ懸り物有之候」とあり、「末々ハ自然と掛銀大分ニ滞」ることを心許なく感じている（「此度店々江申渡覚」『三井事業史』資料編一、九五～九六頁）。伊豆蔵のいう如く「屋敷掛商」【16】が増え、掛け倒れも危ぶまれる危機意識が文面から読み取れる。「江戸三店示合書」では、初心に立ち返り「現銀商ハ呉服商売氏神と申物ニ候」として、一も二もなく現銀商いへのシフトに全力を注ぐ決意を表明している。

2　掛値とは

『通俗経済文庫』巻二には、上方の本屋主人が書いた「現銀大安売」という小品が収められている。そこには伊豆蔵店掟が論す掛買い→掛売り商法の徒労と危うさが【15】、端的に叙述されている。また商人が仕入れの際に現銀買いすれば、一割五分は安く購入できるという記述もある。それを薄利で客に現銀売りするのだから、客は一割程度の割引率で購入で

きることになったのだろうか。「現銀安売かけねなし」という謳い文句を我々は目にし、「大安売」で繁昌する店の話を聞けば、かなりの値引き販売がなされていたのだろうと想像はする。しかしながら、掛値なしの現銀売りなら幾らで、掛値付きの値段なら幾らになるのか、実際の数字を目にすることはほとんどない。

伊豆蔵店則でも「直段安ク現金ニならてハ売不申候」というモットーを掲げ、「前売ニ而ハ懸直なし」値段で「銀札ヲ付少も堅クまけす」【17】といった商法は明瞭であるが、実際の値段は何割引きになるのか、具体的な数値は何も記されてはいない。掛売りの場合も支払い期日までの期間がまちまちになると考えられるが、一律同じ値段なのか、あるいは違いが設けられているのか、一切不明のままである。

こうした価格設定に関して、幸い格好の史料が現存している。三井越後屋が享保五年（一七二〇）から運用を開始した「小判六十目之掛法」（本一〇三二―一、以下「掛法」）がそれである。どのようなものかといえば、京本店で本来の売価の倍額の値札を付けて江戸に下し、上方の金相場に応じた掛率を、その倍札値に掛けて江戸の販売価格を決定する商法となる。その委細については東西の相場差などを加味しなければならないので複雑になるが、ここでは掛率と掛値だけを問題にする。

掛法には、販売法を四つに分け、それぞれの掛率が提示されている。その販売法とは「前売」「月取」「節句取」「際取」である。つまりそれぞれの販売法で売価が違っていたことになる。支払う側から見れば、前売は現金銀の即払い、月取は月末払い、節句取は各節句ごと、際取は盆暮れの二季払いだと考えられる。

いま上方金相場が金一両銀六〇匁の時を考えてみる。このレートの場合、上方と江戸で相場差による価格変動が起こらず、同じ商品なら東西無関係に同じ売価となる。仮にある商品代銀を一〇〇匁としよう。掛法の平均的な掛率で計算すると、前売は九六匁、月取は一〇二匁、節句取は一〇六匁、際取は一一四匁となる。この掛率には遊びを持たせた幅があり、前売の場合なら、四割半掛から五割一分掛までが認められており、大安売りの際などのセール価格が四割半掛だったとすれば、売価は九〇匁となる。逆に際取の最高掛率で計算すると一二〇匁となる。二季払いの掛売値段で店員のいうままに買い物をしていた客が、店先売のセール価格で現銀買いすれば、二五パーセントもの値引き価格で購入できた計算になる。これは客がわざわざ店に足を運ぶに十分な価格設定だといえよう。

このように現金銀売りは客にとって非常にメリットの大きな商法だった。店側にしても、掛売りは一々の集金の手間や

未払いリスクなどもあり、デメリットの大きなものだった。つまり現金掛値なし商法は、売り手にとっても買い手にとっても歓迎すべき商法だったといえるのである。

（鈴木　敦子）

五　模倣される店則

三井文庫の買い取りにより、はじめて研究者が目にできるようになった伊豆蔵の店則だが、これを一読した時の率直な感想は、既知なるものを読んだという既読感であった。これらの条文とよく似たものが確かどこかに書かれているはずだ、と少し史料にあたってみると、案の定、これらとそっくりといえる岩城枡屋の店則のあることが確認できた。また近年新たに発見された伊藤屋（現・松坂屋）の店則も、これらにかなり酷似している部分があった。

どちらの商家も伊豆蔵に劣らぬ歴史を有しており、現金掛値なしで知られる呉服商である。各店則の酷似理由はいくつか考えられる。(a)模範とすべき商家Aがあり、その店則を各商家が伝写し自家のものとした。(b)その模範商家Aが三店のいずれかであり、他商家がその店則に倣った。(c)縁戚関係等により、各店の経営が一体的に統御されていた。以上のいずれかであり、極めて文面が酷似しているため、偶然の一致等は考えられない。条文のみならず、たとえば伊豆蔵店則【6】にある西明寺時頼の歌や四に取り上げた狂歌【49】とほぼ同じ歌を岩城枡屋の店則に見出すことができる。おそらくは(b)である可能性が高く、模範とされた店が伊豆蔵だったのではないかと思われる。その根拠は、現金掛値なし商法で、時代に先駆けた江戸の呉服商が伊豆蔵だったと考えられるためで、各商家はそれを見習ったのだと思われるからである。もちろん商法を見習うのと同時に店則も採り入れたのだと考えられる。岩城枡屋の店則「店法度作法并異見之事」（年不詳）は二五条あり、すべての条が伊豆蔵と重なる。伊藤屋の明和五年（一七六八）の店則「家訓録」は全四五条あり、そのほぼ半数が重なっている。

さらに詳しく見ると、たとえば伊豆蔵の条文【36】【37】【38】は、岩城枡屋の第一六・一七・一八条と順序も内容もほぼ同じであり、後代に作成されたはずの伊藤屋の第三九・四一・四二条ともおおよそ一致したものとなっている（岩城枡屋と伊藤屋の店則は、序に続く条文から第一条と数えた）。

今そのうちの一条である伊豆蔵の条文【37】が語る「古ゟ申伝」えられた「利廻シ」、いわば伝説の利廻しを取り上げてみよう。これは三店共通の条文であり、元銀一貫目が五〇年後に一〇二四貫目になり、一五年後では八貫目になるという利廻しの数値も完全に一致している。この計算を解くためには「商売記」の一条が有用となる。すなわち「宗寿被仰候

は、十貫目の銀子月壱歩弐に廻し、丸五年一倍に廻り候、五十年廻し候へ者壱万貫目余也候」（『三井事業史』資料編一、三七頁）という一条を加味した計算式は以下となる（単位は貫目）。

① $1\times(1+0.012)^{60}=2.045647268 06\approx 2$

② $2^{10}=1,024$

③ $2^{3}=8$

第一式は月利で複利計算して、五年後の概算を出している。宗寿（三井高利）の「丸五年一倍に廻り候」と語っている点が参考になり、元銀が五年後には概算で倍額になるという理解である。つまり五年ごとに倍々になる計算となるので、五〇年後は一〇乗すればよいことになり、それが第二式である。第三式は一五年後のもので、倍々と三乗して八貫目となる。五〇年という歳月は長く一代の当主では容易には実現できない数字だが、一五年程度なら利殖を目の当たりにすることができる。なお、宗寿が一貫目ではなく十貫目を元銀としているのは、他商家より身代が大きくなったためというより「商売記」の書かれた時代に関係している（計算はすべての式の解を一〇倍すること）。「商売記」成立の享保七年（一七二二）という時代は、諸改鋳によって、その当時の通用銀であった四ツ宝銀の出現により、銀貨自体の価値が暴落していた。それによる物価高も相俟って、伊豆蔵の時代なら銀一貫目に相当する額として銀十貫目が例示されたのだと考えられる。

ところで、伊豆蔵の店則が書かれた貞享五年（一六八八）は井原西鶴の『日本永代蔵』出板と時が重なる。まさしく「ただ銀が銀をためる世の中」であることを、伝説の利廻しは途方もない数字で示しており、一銭も粗末に扱ってはならないことを訓示している。誰もが分限者になれる世の中が到来しているのであって、油断なく渡世することの重要性が説かれているのである。

〔追記〕伊藤屋最初の店則「元文の掟書」を確認したところ、全六条のうち三条が伊豆蔵のものとほぼ重なった。その調査過程で「全部商人要文集一巻」という史料を発見した。序文を含め全三〇条が伊豆蔵の文言とほぼ同一だった。こうしたことから伊豆蔵の用いた店則は、他店の範となる古典的な店則だったといえよう。

（鈴木　敦子）

六　ＡＩ――ＯＣＲ技術を利用した史料翻刻について

1　翻刻会開催の経緯

本史料の翻刻にあたり、翻刻会では凸版印刷の開発したＡＩによるくずし字解読システム「ふみのはゼミ」を使用した。これは史料を画像化し、書かれている文字をＡＩによって認識させる解読システムである。凸版印刷では「くずし字ＯＣ

R（光学文字認識）」の研究開発を二〇一五年に着手し、「字形データベース」の構築を開始した。その後、ディープラーニングベースのAI―OCRのモデル構築までを自社開発した。「現場で使える」システムを目標とし、様々な研究機関との共同研究および実証実験を実施してきたという。このシステムの研究・開発の成果として、二〇二一年から古文書解読とくずし字資料の利活用サービス「ふみのは㊗」として正式にサービスを開始し、翻刻システム「ふみのはゼミ」もサービスの一環として、大学や資料館等へ提供している。

三井文庫では、二〇一六年から凸版印刷のくずし字AI―OCRに搭載する字形データベース作成に協力してきた。三井文庫所蔵史料のうち、比較的きれいな文字で書かれた約二〇点の史料を選んでデジタル画像化し、そこから約一四万文字の字形を抽出し、字形データとして提供した（字形の提供は今後も実施予定）。この流れのなかで、凸版印刷との共同事業として、「ふみのはゼミ」の提供を受け、三井文庫所蔵史料の翻刻プロジェクトを実施することとなった。本史料の翻刻はこのプロジェクトの一つとして実施したものである。

本翻刻会で使用した「ふみのはゼミ」は、パソコンやスマートフォン等の端末とウェブブラウザを利用して、複数人での同時共同作業が可能なシステムである。凸版印刷の説明によると、本システムは、①手書きの古文書を対象としたものとしては最高精度（二〇二二年時点）のAI―OCRエンジンを搭載していること、②レイアウト認識、行内文字列認識（区切り位置推定）、一文字認識の各種機能の組み合わせにより効率的な作業が可能であること、③授業での利用を想定した採点機能を搭載していること、などの特徴を有するという。本翻刻会では、③の機能を使うことは無かったものの、①の能力と②の機能により、翻刻の補助と効率化の点で恩恵を受けたのではないかと思う。

2　翻刻会の進め方

（1）事前準備

先述したように、「ふみのはゼミ」はウェブブラウザ上で動くシステムである（第1図）。翻刻にあたり、まず三井文庫側の提供した史料のデジタル画像を、凸版印刷側でシステム上にアップロードして翻刻作業環境を整えた。また、史料の画像のうちどこからどこまでが一行か、一行のうち文字の区切りはどこか、それぞれの文字は何かをAIに認識させる作業や、明らかに誤っている箇所の補正作業も、凸版印刷側で事前に行った。AIの認識した行の区切り、文字の区切り、翻刻文字はウェブブラウザの史料画像上に並べて表示される。翻刻会ではこの状態から、AIの認識した文字の区切りの誤りを修正し、誤読文字を訂正する作業を行った。

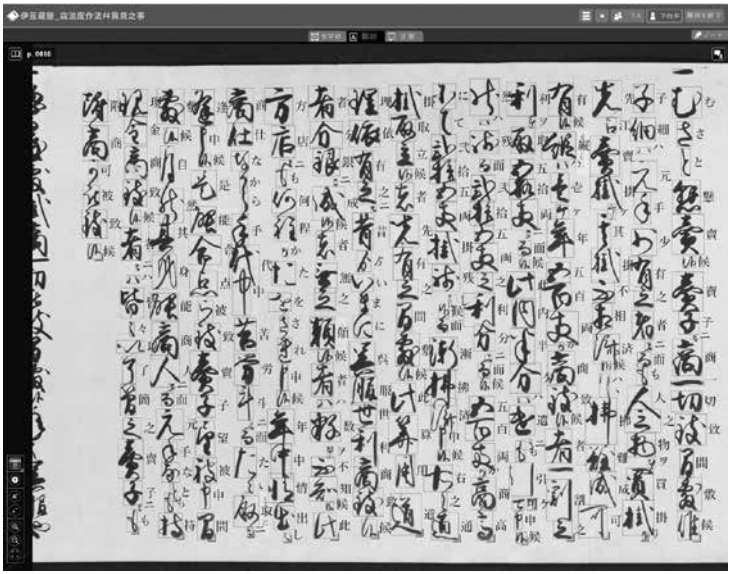

第１図　「ふみのはゼミ」の操作画面

（2）翻刻会の進め方

まず、凸版印刷側の用意した参加者のログインＩＤを取得し、各自でシステムにログインして作業を行った。参加者は同時アクセスして複数名で史料の画像を見ながら、システムを操作する。本研究会では視聴のみの参加者者を含めて最大九名程度で同時アクセスしたが問題無く作業を進められた。

翻刻会は新型コロナウイルスの感染拡大の時期に開催しており、また遠隔地からの参加者もいたため、対面式では実施できなかった。他方、「ふみのはゼミ」はあくまでも翻刻支援システムであり、文字によるチャット機能はあるものの、参加者の音声や映像を交える機能は実装されていない。そこで本翻刻会では、新型コロナウイルス禍で一気に普及したＷｅｂ会議システムを併用し、完全オンラインで翻刻会を開催した。参加者の多くが使い慣れていることもあり、今回はＺｏｏｍ（https://zoom.us/）を利用した。過去に三井文庫で開催してきた史料翻刻会は、基本的に対面式であったように思うが、今回はＷｅｂ会議システムの普及の恩恵を十分に受けることとなった。

では、実際どのように翻刻会を進めたか簡単に報告しておく。まず、本翻刻会では、取りまとめ役を立て（今回は筆者）、Ｚｏｏｍで翻刻会を招集した。翻刻会では取りまとめ役が「ふみのはゼミ」を操作し、同時にＺｏｏｍで「ふみの

はゼミ」の画面を共有して、参加者に様子を見せながら作業を進めた。取りまとめ役が史料の音読しながら、間違っている文字の区切りや誤読をシステム上で修正した。このシステム操作者と史料音読者は同一人物が良いと思われる。システム操作には時間がかかるため、音読者にスピードをあわせるのが難しかった。ただし、初心者教育でこのシステムを使う場合、読み手の読むスピードは遅いであろうから、音読者とシステム操作者が別々でも対応可能と思われる。

参加者は取りまとめ役の用意したＺｏｏｍの共有画面を見るか、各自で「ふみのはゼミ」を開いて、読んでいるところを追いかけていった。誤読箇所、文字の切れ目の誤り等は参加者が画面を見ながら指摘した。なお、システムにログインしていれば、参加者のマウスの位置が他の参加者にも見えるようになっている。「何行目の何文字目」のように言葉で伝えなくても、文字にカーソルを合わせれば参加者は瞬時に誤読箇所や検討箇所を共有できた。

今回の翻刻会は全八回開催した。最初二回は進め方の検討だったため、実質的に六回で翻刻した。最初数回は、翻刻会のなかで間違っている文字区切りの修正、誤字の訂正、史料の内容の検討を全て行った。しかし、文字区切りの修正に相当時間がかかったため、四回目の翻刻会から、事前翻刻会を開催して文字区切りの修正と誤字の修正を行い、その後内容検討と難読文字を解決する本番翻刻会を行う二段構えの翻刻会とした。この結果、くずし字に興味のある参加者は事前翻刻会に、内容解読に重点を置きたい参加者は本番翻刻会に参加して、効率的に翻刻会を進めることができた。

３　「ふみのはゼミ」を扱ってみて

翻刻会の終了後、凸版印刷から翻刻精度の数値の提供を受けた。これは、翻刻会の開始前の状態と翻刻会での修正後の状態とを比較して産出した数値で、くずし字に一文字ずつＡＩ―ＯＣＲをかけ、最上位か選択肢の候補文字のなかに正解の文字が含まれるかどうかの割合である。たとえば第２図の場合、ＡＩはこの文字（両）を「八三％の確率で『両』だが、『東』『真』の可能性もある」と認識しているので、「最上位に正解の文字が含まれる」ということになる。この要領で本史料全体を見ると、翻刻精度は最上位文字（最も確率の高い文字）に正解を出している場合で八四・六％、候補文字のなかに正解を含む場合で九四・一％となった。概ね九〇％程度の精度は確保されているということになる。ただし、これでは四〇〇字詰め原稿用紙換算で一行に二文字は間違っている計算となる。校正無しで使えるテキストとは言えないものの、誰でも読める文字はＡＩに読ませ、難読文字を人間が直していくという、翻刻作業省力化のツールとして有効であると思

第２図　「ふみのはゼミ」の OCR 結果表示場面

われる。字形データベースの蓄積が進み、ＡＩの性能が向上すれば、精度は更に上がっていくだろう。今後の改善を期待したい。

今回の翻刻会のシステム操作で特に苦労したのは文字の切り分けであった。文字の切り分けについては現時点で精度の低いところも多く、手動で文字の区切りを設定し直す作業に労力を割いた。この点も今後の精度向上を期待したい。

ところで、文字の誤読や文字の切り分けの誤りなどを直していく際、くずし字初学者の陥りやすい間違いもしばしば目にした。誤読しやすい文字や、切れ目の難しい箇所を、くずし字初学者に解説する際に、「ＡＩ―ＯＣＲの誤読」そのものを使いうる印象を受けた。今後、解読精度が上がっていったとき、本気でくずし字を解読するモードとは別に、翻刻精度を意図的に落とした初学者学習支援モードがあっても良いかもしれない。

最後に、「ふみのはゼミ」を用いて史料翻刻を行う場合、システムの操作に慣れる必要はあるが、操作方法は簡単で慣れるのは比較的容易であった。システムに興味があり、単純作業が苦手でなければ、短期間で扱えるようになるだろう。

（下向井紀彦）

〔付記〕本研究成果の一部はＪＳＰＳ科研費ＪＰ１９Ｋ０１

７７８の助成を受けたものです。

凡例

一、字体は原則として通用の字体を用いた。
一、変体仮名は現行の仮名に改めたが、助詞の者、江、而、茂は漢字のまま用いた。
一、読みやすくするため、適宜読点を加えた。
一、誤字など必要と思われるものには丸括弧で注記を入れた。また、各記事の冒頭にも便宜的に記事番号を振った。
一、本文中、差別的表現の見られる箇所があるが、幕藩体制に組み込まれた歴史的用語として、史料通りに翻刻した。
一、本史料の翻刻会名には、参加者の一部重複している『三井文庫論叢』（第四七号・第四八号、二〇一三・二〇一四年）の史料紹介「天保期幕府財政の新史料―天保四年『大坂御金蔵金銀幷灰吹銀納払御勘定帳』」の研究グループ名を使用した。
一、本史料の翻刻会の主要参加者は下記の通りである。

下向井紀彦、鈴木　敦子、
牧原　成征、村　和明（五十音順）

「ふみのはゼミ」利用に関する技術支援等のため、凸版印刷より大澤留次郎氏、福井尚子氏にご参加いただいた。なお、「ふみのは」は凸版印刷株式会社の登録商標です。

店法度・作法幷異見之事

三井文庫所蔵参考図書Ｄ四二三―六一

(1)

此御定目ハ江戸店之掟也といへとも、京都ニ而も支配ゟ惣中京・江戸常々行義作法相替る事無之、勿論京にては売附之商ハ不致とも、商人ハ売も買も同し事也、何れも身退商人と成レハ身之行ひを初として、利廻シ之二を以渡世之勘要とすへき事、いつの代にても此御一巻ニ洩るゝ事不可有、依而於京都一ヶ年ニ一度宛勝手之節、乃至月待之夜ニ而も、惣中を集め、年寄中之内ゟ読聞候事、誠ニ店之御為、面々為ニも可有之候、当時之年寄中、中島氏・柳氏・久野氏江四良右衛門申達置候、惣中之内ニも、是ハ江戸之事也と麁略ニ被致候人ハ必自分越度出来可申候得者、相慎可承事也
御定目披露之時、此口上書を最初ニ沙汰可然候

(2)

店法度作法幷異見之事

此掟（ヨキテ）書読時、惣中集、行儀ヲ不乱、静ニ趣ヲ聞届相守可勤候、若誰成共式法令軽（カロシメ）、我儘働候ハ、、隙出シ可申候、此一巻店之為斗ニ而もなく、面々能商人ニ成、立身

可致元にて候、然を不心得ニして店の為斗之様ニ思なし、聞なし候ハんは、大成誤ニ而可有候、扨早晩替ぬ同事なれは、度々見聞ニ不及迚、疎略ニ致差置申間敷候、古人之金言ハ、心ある者ハ壁書ニ致、朝暮見申候、然ハ此巻物ハ各商人之為には金言ニ而可有候、毎月二日ニ無懈怠夜更候共、無退屈急度読聞可申候

法度之事

(3)一私之用として、仮初ニも支配人ニ不断罷出申間敷候、自然用之事候ハヽ、如何様之儀ニ付、何方迄参申度と、様子ヲ断出可申候、勿論夜泊堅致間敷候

必悪性成者之曲として、偽言ふ而も切々余所江出ル物ニ候、若左様之者有之候ハヽ、何れも心ヲ付見可被申候、兎角若者之切々余所江出候事ハ、必悪事出来之基にて候

(4)一博奕・傾城狂・盗幷少之事ニ而も掛録勝負致申間敷候

但、余所ゟ来候客なとの挨拶ニ付、盤上ニてならは少分、壱銭弐銭之事ハ可任首尾ニ候、此外堅無用ニ候、殊ニ他所江出候而なとハ、壱銭之勝負も致申間敷候、

〔右の三行にわたる横書の貼紙〕
「此三点読為聞ニ不及事」

千万之悪事も最初ハ皆少之事ニ而候、然ニ店之法度破、我儘ヲ働、悪事出来候ハヽ、縦数年旧孝之者成共、其宥免不致候、増而昨今之人ハ不及申ニ候、面々身より出たる悪事及迷惑ニ候時、聊主ヲも傍輩ヲも恨申間敷候、性之悪敷役ニ立ぬ者ハ、子さへも親か勘当致候、是ニ而能合点可有候、幷少之切端ニ而も私ニ仕申間敷候

(5)一実なき者ハ一切抱置申間敷候、幷於内外ニ惣中私商致申間敷候

書印ニ不及事なれとも、神ハ正直之首ニ宿り給ふ、魔玉ハ悪心之後ニイと云ふ也、何方ニ而もあれ、主人之蒙扶持ヲなから、自分之拝ヲ致事、天道之道ニ而有間敷候、且又世間売折と哉覧、致事有之由、若左様之者此方手代ニ出来候ハヽ、盗賊と言ふ物ニ而候、見付次第着之儘ニ而追出し可申候

(6)一平生店ニ而木綿着物より外、絹紬之類着申間敷候、帯ニも糸類無用ニ候、尤夏帷子も右相応ニ可致候

但、支配人ハ下着ニ絹紬迄着候事ハ勝手可被致候、兎角商人ハ如何ニも驕ぬ風俗ニ而、誠も商人之様成歟能候、構而仮初ニも侈たる様致間敷候、惣而商人之身之廻りニ心移てハ、拝之道無情ニ成て、必役ニ立不申候、商ニ能情入拝ヲ大事として立身致候者ハ、

京・田舎ニ不限、姿振身之廻りニ構申さぬ物ニ而候、何も始末ヲ専ニ致、奉公之中ニ壱分ニ而も銀を多ク溜、行末之落着致候様ニ、思案分別尤ニ候、皆若キ時、不覚悟ニして血気之勇ニ任、次弟ニ一年〳〵と年ノ寄事ヲ不知不弁、銭銀ヲむさと仕イ減、一生之貯なく、年寄テ撥行当り、後悔致申間敷候、大方世間此利ニ当テ、笑止ニ見ゆる者多ク候、尤露命早ク、限りあれはなれとも、死ぬ命の若永して老衰候時、金銀なけれは思之外苦ニ沈ものニ候、兎角我身之事、人之異見ヲ可請事ニあらす、我と能分別して、我と慎可申候、此旨を鎌倉の西明寺時頼公之歌ニ

我か身をはわれほとおもふ人あらし
われとあんして我とおしへよ

尤世之為難有教訓之歌也

誰呉之人之身之行末思案工夫肝要ニ候

(7) 一店ニ而昼手習致、毛貫なと遣、惣而商之為見分悪敷事、幷昼夜共諸芸稽古仕間敷候

但、夜ニ入テ、若隙有之候ハ、、手習と十露盤之稽古可致候、此外諸芸之嗜無用ニ候、勿論余所江出候而ハ猶以之事ニ候、売人ハ商之道より外之事習嗜ハ家職之妨、出世之障と申物ニ候

(8) 一年中遊日ニ遊ニ行候共、人数半分より外必出申間敷候、支配人差図ヲ以出し可申候

別而此行儀乱申間敷候、若近所ニ不慮之火事なと出来、人少ニてハ何共成申間敷候、然ハ此用心一大事ニ候、取分春冬なとハ俄ニ風之立事有之候間、一入心得可申候、扨遊日ニ店ニ詰候者ハ、後日替々出シ可申候、又常々人ニ被誘引ても、人ヲ誘引ても遊ニ出候ハ、、傍輩三人より外一度ニ多ク出申間敷候、勿論朝之見世物之手ニ外レ候事無用ニ候、朝市能勤して出可申候

(9) 一盗人火之用心、平生油断致申間敷候、何時も風吹候夜、又ハ世間火事繁砌ハ、替々急度夜番可致候

但、支配人ハ夜番無用ニ候、早晩風吹候夜ハ、帳とも皆櫃江納、万店ニ有之候道具能片付、足絡にならぬ様ニして置可申候

(10) 一額ニ角ヲ立、歯ヲ白ク磨、或ハ鏡ヲ見身嗜致申間敷候

呉々男ふりヲ作り、身嗜致申間敷候、唯商人ハ一筋ニ朝夕商ふり之嗜か肝要ニ候、皆其役目之人々ニ而候へハ也、若如此委細ニ異見之趣ヲ乍聞、不合点之人有之候て、縦忍〳〵ニも商人之風俗ならぬ様致候者有之候ハ、、無事中に早速隙遣し可申候、兎角性之悪敷者ヲ目永して抱置候へハ、後々ニハ能者ニも其悪性成風俗移、諸傍輩迄之妨ニ成申候、第一皆古郷ヲ離、遙々江戸へ参候ハ何之為ニ哉、何とそして銀ヲ儲、立

身之望、出世之為ニハなく候哉、然ハ身之行末之事ヲ思案し、工夫分別致より外ハ別之嗜(タシナミ)も、身之繕(ツくろい)も、不入物ニ候

作法之事

(11)
一御公儀御法度能恐、正敷可相守候、人抱候ハ、、請状幷寺請早々取可申候、但向後若キ者抱候ハ、、請人慥成者弐人可取事

(12)
一人請幷金銀之請ニ立申間敷候、附口合無用ニ候、亦一夜ニ而も、出生慥ならぬ人に宿借シ申間敷候

(13)
一平生世間より朝早ク起可申候、見世物致候店ハ、世間並ニ起候而ハ筈合(ハヅあい)不申候、殊ニ節句前二度之際々(ギハ〳〵)ハ、猶以朝起致可申候

(14)
一商心得之事、両町中間、聖衆、他町諸売人衆、無油断情出シ前売現金商専要ニ可致候

(15)
一むさと懸売候売子ニ商一切致間敷候、子細ハ元手少有之者ニ而も、人之物ヲ買掛り、先江売掛ケ、其掛不相済候ハ、払難成可有候、縦(タトエハ)ハ壱ヶ年五百両か商致候者、一割之利ヲ取、五拾両ニ而候、此内半分ハ遣ニも引ケ可申候、然ハ残而弐拾五両之利分ニ而候、五百両か商高にて弐拾五両掛残シ候而、漸払済申候、右之通掛取立候者、先有之間敷候、此算用道理依有之ニ、昔ゟいまに呉服世利商致候者、分銀(限)ニ成候者無之、顚(タフレ)候者ハ数ヲ不知候、此方店ニも何程かたをされ申候、年中情出シ商仕なから、手代中苦労斗ニ而、たゝ取(とりに)ニ逢申候、是能合点被致、売子望被申間敷候、自然其身能商人ニ而、元手なとも持、現金商致候者ニハ、皆々以了簡之売子ニも附商可被致候

(16)
一惣而屋敷掛商一切被致間敷候、年々呉服や顚(タフレ)候ヲ見来候ニ、皆屋敷商懸顚(カケタフレ)ニ而候、世間之様子ヲもしらされは不及是非ニ候得共、兼而皆々合点之事ニ而候、然ハ望可致道理無之候

(17)
一前売ニ而も屋敷ニ而も、初ハ現金ニ売候へとも馴染懸り候へハ、掛ニも可致候と相見得候、然ハ次第〳〵掛多ク成、現金商之本ヲ失、行末ハ右書付候通年々顚(タヲレ)候、本町並之商ニ成可申候、兎角何程馴染懸り候共、掛ぬと安ヲ面ニ致、伊豆蔵屋ハ律儀(りちぎ)成商之仕様、直段安ク現金ニならてハ売不申候と名ヲ取、先ゟ慕(シタ江)店へ買ニ参候様ニ仕成シ可被申候、此商之仕様ニ而ならてハ、当時本町之様子ニ而ハ、銀儲(モヲケ)被申間敷候、然ハ随分新敷売附出来候様ニ、前売専要ニ情可被出候、前売ニ而ハ懸直なしニゆひ、屋敷江持参候ハ、銀札ヲ付少も堅クまけすニ、若高ク候か、又ハ御気ニ入不申候ハ、、請取可申と、堅ク売上ニ書載(ノセ)商可被致候、左候ハ、自(おのつから)行末繁昌可致事

(18)
一屋敷江参商致候手代、外之者ニ其屋敷譲候時、若掛銀有之候ハ、、其掛ヲ取立可相渡候、附自今屋布へ参候手代面々商高幷残掛ケ、二季之際々ニ具ニ書印登せ可被申候

(19)
一御大名衆直売望被申間敷候、子細ハ当座ニ銀ヲ御払被成ぬ物ニ而候、若当座銀に候ハ、売可被申候

(20)
一屋敷江参候手代、木綿羽織、木綿着物ニ而可勤候、絹之物袴着候ハて不叶屋敷江ハ、出入致間敷候

(21)
一何方ニ而も際々算用銀子済不申候ハ、、見世物致申間敷候、様子不埒ニ相見得候ハ、、銀高手形ニ致させ、早々取置可申候、但身帯乍慥当分鬧ケ敷事して、少遅り候方も可有候、夫ハ各別之事ニ候

(22)
一見世帳ニ能印判致させ可申候、別而他町之見せ帳ニハ念入可申候、自然不埒之時、帳ニ印判なけれは、御公儀ニも成不申候

(23)
一荷物参候時、諸事吟味致、悪事候ハ、、毎度京都江可申登候、又出来不出来ニ付、札掛引致可申候、兎角悪敷物ハ当座ニ札引置、安候共早ク売候歟能候

(24)
一金銀出入算用、五月宛ニ可致候、但三人宛寄会、入払印判ヲ以押合致可申候、右三人廻り読、廻り算用ニ致、一座之者〻之所江連判致置可申候、附出入帳京都へ年々登せ可申候

(25)
一銀弐貫目、金三拾両ニ及候ハ、、早々両替江遣シ可申候、是より多キ金銀ハ両替之人呼、店ニ而相渡シ可申候、幷富山・家城之外、他所江金銀之貸シ借り致申間敷候、但京都より差図之時ハ、各別之事ニ候

(26)
一勘定目録、三月限と九月限ニ急度仕立可申候、二月十一日限、八月十一日限ニ有金者有金ニ立、掛ハ懸ニ立可申候、掛載ヲいやかり、売放候売物ヲ付出シ申間敷候

(27)
一惣手代中、元手之外ニ店之金銀貸し申間敷候、幷自分之為元手と云ふ共、及五両ニ候ハ、、入用之品京都江申登セ、指図ヲ以借シ可申候、附借シ金銀二度之算用ニ立、延シ置申間敷候

(28)
一問帳切々吟味致、見世物永ク成候わぬ様に可致候、扨究り売れ候て、ほしき物候ハ、、早速注文之扣ニ載置、早々可申登候

(29)
一毎月定而一両度宛、両店支配人夜ニ入寄会、商之事其外諸事談合致、示合可申候、幷惣手代中も隙々ニ商之事批判相談可有候

(30)
一六月十一日、惣中定而精進致可申候、乍恐天下之御恩為冥加之也

(31)
一世利物ニ参候人ヲ能褒善可申候、殊ニ新出之者、心安念頃ニ為致歟能候

(32)
一注文登セ様、売候て売物無之ヲ見付登セ候てハ、間ニ逢不申候、縦ハ十反之物五反売、残五反有之ヲ京都江申登

せ、下り候間ニ残五反売可申と勘之くり候ハてハ、常ニ売物に手ヲ重申物ニ而候、注文程成大事之物ハ無之候、戦ヲ見テ矢ヲ矯仕様ニ而ハ埒明不申候、是よく合点可有候

(33) 一春夏之注文ハ十月中ニ登セ可申候、其外鹿子類ハ十月初方ニ登セ可申候

(34) 一秋冬之注文ハ三月中ニ登セ可申候、是も鹿子注文ハ三月初方ニ登セ可申候、扨九月前商過残り物之様子ヲ吟味致、早々節句過ニ前方之注文ハ捨ニ致登せ可申候

(35) 一惣手代之中、隙ヲ取店ヲ出、呉服商望候者有之候ハ、、京都江申登せ、下知ヲ受商為致可申候、尤懸商ニ致候者成不申候間、被申登ニ不及候

(36) 一売物手廻シ之事、別而商之肝腎なり、縦高利有物成共、主遠物ヲ取不寄、利少キ物成共主近キ物斗取寄、兎角売物古ク不成内ニ売払、新敷仕替〳〵候歟呉服商之秘事ニ而候、此心得失してハ売物古ク成、寝銀物出来店衰微可致候、然ハ店之売物、古キ物又ハ数多物なとハ随分安売払、新敷仕替可申候、殊ニ夏物継年迄抱候得ハ、壱ヶ年銀之利又ハ古ク成損参候、此段惣手代中共ニ合点可有候

(37) 一売人ハ遣多ク候てハ、分銀(限)ニなられぬ物ニ而候、店之遣面々遣多ク不成様ニ可致候、就夫ニ銀廻シ知か第一之事也、世間之人是ヲ不知候、元銀壱貫目ヲ月壱歩ニ五十年廻せは、千弐拾四貫目ニ成と云ふ事ハ、古ゟ申伝候、是ハ遠事、壱貫目ノ銀ヲ、月壱歩弐ニ十五年廻せは、八貫目ニ成申候、是ニ而面々年々合力銀ヲ加へ、掛〳〵算用致見可被申候、此利廻シヲ不存者、始末悪敷、店之遣イ幷自分遣多ク成申候、昔ゟ都ニ而も田舎ニ而も、分限ニ成候者ハ、皆此利廻シヲ存候、必元手之出来ぬ者ハ、始末も悪敷、商も情いたさぬ物ニ候、此趣能々合点可有候、但此利算用ニ而、不埒之掛ケ延置候ハ、損之行事得心可有候

(38) 一我等名代ニ差置候支配人之儀なれは、勿論主ニ少も不相替可思候、尤諸事申付儀背申間敷候、扨支配人よりハ、惣中情不情之様子、無依怙京都へ可申登候、又惣中ゟハ支配人勤悪敷侈候歟、不埒之様ニ相見得候ハ、、皆々致談合、以連状早々可申登候、必疎略ニ致置申間敷候、如何ニも左様ニ為致歟、為主之傍輩之為ニ而候、附両店悪敷儀候ハ、、相互ニ聞遁見遁ニ被致問敷候、同主へ之奉公ニ候へハ、聞遁見遁ニ致置候ハ、真之奉公人ニ而ハ無之候

両支配人日用勤之事

(39) 一先支配人ハ、片時も店ヲ不離、無油断店之奥ニ相詰、他

町見世物幷屋敷持参物指引致下知、尤屋敷江参候手代留主之内、屋敷より用事申来候ハヽ、其手紙ヲ見、事之埒明可被申候、扨夜ニ入候てハ、他町幷屋敷帳売所致吟味、屋鋪ゟ帰候手代商之様子聞届可申候、附右両所ニ而売候物注文可登物ヲハ、早速注文之扣へ留置、早々可申登事

(40) 一次之支配人ハ、同ク店ヲ不離、店前ニ相詰、町見世指引下知致、前売専要ニ情出シ、買手留させ可申候、扨夜ニ入町之帳幷前売吟味致、売候物右可為同前候、尤両支配人役ハ相兼可勤事

(41) 一支配人毎日隙々ニ店之売物見廻り、売物之足不足、善悪ヲ見、札之懸引致、又ハ不足之物ハ注文為登、多物ハ安も売払候様ニ下知可致事、附小遣小買物方吟味致為買可申事

(42) 一小出シ金箱ゟ本金箱へ入候金銀、毎夜両支配人売帳ニ合可致吟味候、幷掛帳毎度致穿鑿、掛無油断取立可申候、惣店一巻之事何事ニ不寄、両人気ヲ付、相談之上にて可相務事

(43) 一支配人ハ商不功者、勤悪敷してハ人之下知も差図も成申間敷候、末々之者ニ任置商致させ候ハ、支配人と申物ニ而無之候、我等其元ニ而之勤及聞も可被申候、町見世・他町・屋敷・前売等ニ至迄、一として手ニ掛不致と云ふ事無之候、但手ニ懸、亦ハ手ニかけぬ也、惣店中之商、見世物、我心ニ引請手代中ニ致させ、残所なく能仕課候へハ、手ニ不懸ニ見テ居申候、仕損左右成ヲハ立寄、手ニ懸致事ニ候、是為頭者之役也、然ハ各我等名代ニ候へハ、店中商我事と身ニ引不受してハ、支配人甲斐無之候、為頭者商情出シ候へハ、自下々迄も競、情出す物ニ而候、然ハ店繁昌不繁昌ハ、唯支配人心一ニ有之事ニ候、扨商上手ニ成と申ハ別之事無之候、万事ヲ打捨、昼夜商ニ心ヲ掛、是非共銀儲可申と存より外無之候、夫ゟして種々工夫起、功者ニ成物ニ而候、為頭者商功者ニ候へハ、下々又能商人出来候物ニ候、知者之下ニハ能学者出来申候、売人之事も是同前也、能商人ニ成候ハヽ、自分商致候節身ハ持損申間敷候、然ハ主へ之奉公歟、即自生之徳ニ成申候、此儀誰も為存事なから、心ニ深ク能ク徹ル者無之候、心ニ能徹セされは不知と同前ニ而候、支配人末々之手代等ニ至迄、世間並之商勤致候へハ能候と被存候ハヽ、天地遙ニ違可申候、夫ニ而銀儲物ならは、皆分限ニ可成候へ共、古ゟ立身致候者ハ指ヲ折斗ニ而、顕候者ハ数ヲ不知候、然ハ其元呉服商致候て主従益無之候、主之儀ヲ我事と大切ニ致、自余ニ超昼夜無油断情被出候ハヽ、店繁昌面々立身も可有之候

異見之事

(44)
一人ハ第一不堅固ニしてハ、万願事も不叶望、思ふ事も成就せぬ物ニ候、然ハ二月と八月ニハ、何れも不残灸治致可申候、常ニも折々灸致か能事ニ候、扨平生食養生肝要ニ候、諸病ハ口ゟ入と申事有之候、兎角病者ニ成而ハ其身斗之迷惑ニあらす、親兄弟親類等迄ニも苦ヲ懸申候、若亦誰成共相煩候ハ、、病気ノ重クならぬ前ニ、早ク大医ヲ頼養生致させ可申候、互ニ傍輩中能看病可被致候、但薬病ヲ治れとも、医者能人ヲ殺と云ふ事有、薬程強キ物無之候、当世癆咳と云ふ病、昔無之事、薬ヲ以煩と致候病ハ、医者よりハ我と能心得而、逢ぬ薬ハ不用物ニ候、気之盡之様にてうつとりと致居申候へハ、虚性と心得、補薬ヲ用皆癆咳ニ医者か致候、左様之煩ハ必薬不用ニ食ヲ吟味致、気ヲふらし、灸ヲ致たる歟能(類)と申候、独世何れ之道も廃たる中ニ、為衰ハ医道ニ而候、古之医者ハ不逢薬ハ二服と用イ不申候、人愚ニして薬さへ用候へハ病ハ治ルと覚候、是能合点可有候、支配人と相談致、医師頼可申候

(45)
一諸傍輩ハ如兄弟也、然ハ言葉遣慇懃ニして少之事なと妬不可思ふ、相互ニ心無隔、念比ヲ尽、商之事ハ不及申ニ、何事ニ而も我よりハ人ヲ育様ニ可致候、夫か人之本と云ふ物ニ候

(46)
一暫時成共、毎日可致礼拝仏神ニ候、人々思寄之仏菩薩等之名号一遍成共唱言可有候、若一親ニ而も、闕たる人なとハ猶以之事ニ候、又両親なから有人ハ、殊ニ父母之安穏ヲ仏神ニ祈可申候、寔ニ如此之心あらん人ハ、人間之本心と申物也、若又無此心ハ、聊人間之皮ヲ着たる畜生と同前ニ而可有候、惣而三宝ヲ敬心有者ハ、自天道之恵ニも叶申候、子細ハ此理ヲ心得つれハ、必悪行ヲなさぬ物ニ候、悪行ヲなさねハ、終には天理ニ叶申候、然ハ亦悪心無道之者ハ、必三宝ヲ崇敬致不申候、三宝ヲ不恐悪逆ヲ為故ニ、仏神之恵ニ外申候、仏神之慈悲ニ外たる者之何歟能可有候哉、行末浅間敷乞食、非人之躰ニも成下ル物ニ而候、第一先親ニ孝行之志至而深ク可有候、是第一之中之第一、肝腎之中ノ肝腎と申物ニ候、鳩や烏さへ百報之孝ヲなし、三子(枝)之礼ヲなすと申伝候、尤人としてハ恥事ニ而可有候、

有人の語られしハ、親ニ孝ヲなさん事、一向金銀衣服ヲ多クあたへ参せたるニもあらす、縦富共貧共、誰(唯)親之心ニ叶て、能親ヲいさめ、令悦か誠之孝之道成とそ申されける、されはむかし今ヲ見聞ニ、富栄ても世に親ニ不孝之者も有、また貧ても至而孝行成人も有けり、然ハ孝ヲなす事偏ニ貧富ニハよるましきか、兎ニ角親の心に叶ヲ以孝とし、不叶ヲ以不孝とすへく候、人之

親の子孫の繁昌ヲ祈ぬハなし、然ハ人は身ヲ全して世ニ出ん事、先孝行之初ニ而可有候、我子之身の上衰(ヲトロヱ)ぬれは、父母必苦ミ悲物ニ而候、然ハ立身之事、皆々能心得可申候

(47)
一一師源闇万弟迷道、一犬聲誤万犬如吽と云ふ事有、是皆元乱末納事なしと誠(イマシメ)教たる言葉也、然ハ第一主、次ニ亦家之支配人、行儀作法不正してハ叶わぬ事也、兎角身之勤しだらくニ而ハ、如何程人ヲ制共、全其甲斐有間敷候程ニ、支配人能心得テ、身之行正敷致、家ヲ収(ヲサメ)可申候

(48)
右之條々少も不背(そむかず)相守可申候、若是ヲ蔑(ナイガシロ)ニして我儘働候者有之候ハ、、最初ニ書付候ことく、早速隙出シ可申候、惣而家之式法と云ふ物ハ、急度守らてハ不叶事ニ候、世間躰ヲ見るニ、兼而正敷家之式法も、年軽(経)ぬれは漸々(ようよう)乱悪敷成事ハ安(やす)、廃(すたれ)たるヲ継事ハ難成相見得候、亡国失家ヲ程之悪事之出来ルも、初之起ハ少之(しか)事ともニ而、夫歟増生(そうしやう)致終ニ亡物ニ而候、何迄も如此さへ守勤候ハ、、永代無異儀繁昌可致候

右之一巻、従先規有之候ヲ、今改書加申候、已上

貞享五年辰五月十一日

伊豆蔵屋
鈴木五兵衛
正信（花押）

(49)
失　売付を失ふ事は何ゆへそ
　　かけと高利の二にそ有
徳　掛もせす高利もとらて現金に
　　ものをし売は末そはんしやう

(50)
一為人君止仁、為人臣止敬
為人子止孝、為人父止慈
与国人交、止信

(51)
覚
一今迄の売付之屋敷ハ何故絶タゾ、
仍テ掛タニ絶タゾ、大成様ノ不ン懸者
今ニ商ヲシテ、銀ヲ儲ケウ物ヲ
但シ、此道理ヲ工夫可有候、以上

（参考史料）解説・翻刻　伊藤屋「家訓録」

◎「家訓録」概略

慶長十六年（一六一一）創業の伊藤屋は名古屋に本店を持った呉服商で、現・松坂屋の前身である。伊藤次郎左衛門家における最初の店則は、五代祐寿による「元文の掟書」全六条とされる。[1] 祐寿は元文元年（一七三六）に呉服太物の問屋業から現金売りの小売業に業態を転換した際、この掟書を定めた。

「家訓録」の成立した明和五年（一七六八）は、伊藤家が上野広小路に、いとう松坂屋を開店した年である。よって「家訓録」も江戸と名古屋の両店に伝わったと考えられる。江戸店の店史『鶴齢記』によると、一一代祐恵署名、一二代祐躬改定の「家訓録」が江戸店にあり、明治三〇年（一八九七）頃まで店内で毎月読み上げられていたという。[2] 全六〇余条あるとされ、うち一〇条のみが明治末年に刊行された『日本現代富豪名門の家憲』などの諸文献に引用されているが、[3] 関東大震災により焼失した模様で、[4] 残る五〇余条の内容を知ることはできない。

しかし近年、伊藤次郎左衛門家で奥付に「尾州店元方」とある「家訓録」が発見された。すなわち、名古屋本店伝来の「家訓録」である。序文および「法度之事」全四五条と跋文からなり、文言の多少の違いはあるが、江戸店「家訓録」として知られてきた一〇条も含まれている。名古屋本店「家訓録」の全貌が明らかになった意義は大きく、伊豆蔵店則との比較も可能となったため、参考史料として翻刻を付した。

◎「家訓録」と伊豆蔵店則

「元文の掟書」全六条は「家訓録」も継承している。そのうち第三・四・六条は、伊豆蔵店則の条文【13】【6】【46】とほぼ合致する。ほかに伊豆蔵の店則から約二〇条が「家訓録」に採り入れられたとみられる。

なお、伊藤家には「全部商人要文集一巻」と題された史料がある。この「商人要文集」自体の成立年は不詳だが、伊藤光棟が延享四年（一七四七）に「或方ニ披覧を請ひて」書き抜き筆写したものであることが巻末に記されている。[5] 序文に続き「法度之事」と「異見之事」の二部構成となっており、全三〇条からなる。序文含めほぼ全条文が、伊豆蔵の店則と重なり、順序も同じである。伊豆蔵店則にはあるが「商人要文集」にはない条文として、大名への販売【19】や、帳簿作成期限【26】等がある。

「家訓録」で伊豆蔵店則と重なる条文はすべて「商人要文集」にもあり、「家訓録」にとって、両者の関係はほぼ同等といえよう。ただし、「家訓録」と「商人要文集」は共に最

後の跋文で、商人たるもの、平生の心得が肝要であるとしている。この点が伊豆蔵店則の跋文【48】とは異なっている。

◎「家訓録」と岩城枡屋店則

現金掛直なし商法で知られる呉服商・岩城枡屋がいつ店則を定めたかは不明である。しかし、近江日野商人・矢尾喜兵衛家の四代当主が天保一〇年（一八三九）に筆写したものが遺されているため、その全文を知ることができる。序文と本文二五条からなり、狂歌含めほぼすべてが伊豆蔵の店則に重なる。

「家訓録」が伊豆蔵店則から採り入れたと考えられる約二〇の条文のうち、その九割方が岩城枡屋の条文とも重なる。よって、およそ一八の条文は、三店に共通に見られる条文となる。なお岩城枡屋についての概説、店則の全条文と、筆写した矢尾喜兵衛の所感の翻刻が、末永國紀「呉服商岩城枡屋の店掟と近江商人矢尾喜兵衛の所懐」（『経済学論叢』五九巻二号、二〇〇七年）に収録されているので参照されたい。

（1）『松坂屋百年史』松坂屋、二〇一〇年、八頁、三二五頁。

（2）加藤善三郎編・菊池満雄校注『鶴齢記』（私家版）二〇〇五年、二五頁。

（3）岩崎徂堂編『日本現代富豪名門の家憲』博学館編輯局、一九〇八年、一一二―一一四頁。ほかに、宮本又次『近世商人意識の研究』（『宮本又次著作集』二）講談社、一九七七年、二七七―二七八頁などにも掲載されている。

（4）井手蕉雨編『松の齢』松坂屋、一九二九年、二〇頁。

（5）「全部商人要文集一巻（写）」（伊藤次郎左衛門家資料一二二二、名古屋市市政資料館所蔵・紙焼き）。

〔謝辞〕「家訓録」の閲覧・掲載をお許し下さいました伊藤次郎左衛門家に感謝の意を表します。以下は菊池満雄氏（J・フロント リテイリング史料館）による翻刻に基づくものです。本稿はJSPS科研費JP19K01778の助成を受けたものです。

（鈴木　敦子）

家訓録

伊藤次郎左衛門家所蔵

序

掟書之趣、具ニ致承知、急度可相守候、行儀式法乱候時は商売之可為妨候、此掟書読候時、惣中集り行儀を不乱、静ニ趣聞届ケ可相守候、此掟書ハ店之為斗にてもなく、銘々能キ商人になり、立身可致基(モトイ)ニ而候、然ルを不心得にして用ひさるは大キ成ル誤にて可有候、毎も替らぬ同事なれバ、度々見聞にも不及迚疎略に思ふべからす、此掟書ハ各々金言にて有べく候、毎月定日無懈怠読聞シ可申候、仮令夜更候共無退屈急度読聞ケ可申候

法度之事

一従　御公儀様被　仰出候御法度之趣、堅相守可申候
一御触相廻候節、家内之者え為申聞、急度相守候様ニ可申渡事
一御上様方之御尊杯、堅仕間敷相慎可申事
一御公辺事出来不仕候様万端心を附相慎可申事
一御客様方見世先え御出被成候ハ、早速御挨拶可仕候、御大身御小身ニ限らす、御大切ニ御挨拶申上、別而御武家様方え御無礼無之様ニ相心得可申事
一貴賤之隔無之様叮嚀ニ御挨拶可申上候、勿論御買物多少之隔なく麁抹ニ仕間鋪候、御茶煙草等に気を附申べく事
一御客様御出之節、煙草吸なから御挨拶堅無用ニ候、惣而見世にてくわへきせる致間敷候、勿論煙草吸なから代呂物取扱致間敷候
一御得意先、其外懇意成方ニ出火有之候ハ、、早速見舞可申候、乍然風を見合、手前之用心可有事
一京都仕入之儀、前方ニ注文差為登候様ニ可致候、諸事急ニ申遣シ候ても、払底成品等下直ニ相調不申候、前広ニ注文有之候得は、心掛能々吟味いたし、利口にも相調可申候、兼て其心得有べく事
一格外ニ下直成代呂物、一切相調申間鋪候、直段相応ニ下直ニ而も、生国慥ならず仁より買物致間敷事
一人請金銀之請ニ一切立申間敷候、幷ニ口受合無用ニ候、勿論懇意ニ致候方にても、金銀時貸等も致間敷候、若無拠方より講之儀御頼候とも、店法度之由御断申上、連中え入申間敷事
一一日売溜り金子、名代支配人入帳合セ吟味之上、本(ホン)金箱え入可申候
一金銀出入算用相定通可致候、但三人宛立合、請払印判を以

て押合可申候、一座之者、〻之所え連判致置可申事
一何国より参候共、慥不成人ニ一夜ニ而も宿貸シ申間敷候、金銀取替之儀勿論之事ニ候
一御客様御出被遊候節、叮嚀ニ御挨拶仕、御買物何によらず具ニ承知仕、尤御誂之品日限等無間違差上可申寧
一御誂物被遊候節、手附金請取可申候、尤馴染重り候にても現金売之事ニ候得は、御断申上手附請取可申事
一染仕立御誂物有之節、職人方え直誂無用ニ候、右役掛え引合相渡可申候、尤其役儀より無間違出来相わたし可申事
一店え胡乱成者買物ニ参候節、互ニ気を附候而合言を以テ知セ合、常々心掛用心可致事
一御用向相勤申者、別而御大切ニ取扱、御無礼無調法無之様常々心掛可申候
一惣躰切々売候銭直に書付いたし、勘定場え為持遣シ相わたし可申候、少しにても其場ニ留置候事無用ニ候
一惣手代中相互ニ不作法無之、行儀正敷随分美敷附合可申候、名代支配人えは別而礼儀正敷挨拶可致候、尤申付候儀、少しも相背申間鋪候、常々傍輩にむつまじく信を以て商売之筋委細ニ承知せしめ、銘々商売之存付も候ハ、、無遠慮可申出候事
一店用小買物何によらず、諸事其役え可申出候、其役より相調渡シ可申候、無断何ニ而も調申間敷事
一毎夜人数相改、銘々之印判取可申候、一夜ニ而も懈怠有間敷事
一毎夜店用事仕廻相休候節、見廻り役之者惣躰戸しまり〳〵能々吟味いたし、勿論店二階土蔵勝手廻りニ至迄火之元能々致吟味可申候、一夜に而も懈怠致間敷事
一私用ニ而他出致申間敷候、若無拠義理詰之用事候ハ、、其趣支配人え相断可罷出候、尤支配人方より申附、男一人相添可遣事
一平生世間より朝早ク起可申候、商ひ致候店ハ世間并ニ起候ては筈合不申候、殊ニ節句前弐度之際々ニハ猶以之事、朝起可致事
一平生店にて木綿物より外之衣類着シ申間敷候、帯にても糸類無用ニ候、尤夏帷子も右相応ニ可致候、兎角商人ハいかにも出過ぬ風俗にて、商人之様成が能候、仮初にも奢たる様致間敷事
一私用着類或は何によらず入用之品其役儀え相願可申候、自分之心侭ニ致間敷候、勿論其役より名代役支配人え相談ニ及ひ取斗ひ可申候、尤入用之品、帳面ニ付可申事
一気分悪敷、暫ニ而も相休申度候節、支配人え相断伏り可申候、必無断心侭ニいたし申間敷事
一店之者病気之節ハ、早速其役之者より医師方相頼、薬服用為致、随分気を付、大切ニ介抱可致候、疎略ニ取扱申間敷

候、併シあんま相頼候儀、無用ニ可致候、若無拠按摩相頼申度者候ハヽ、医師方取扱役之者え相断可申候

一髪結候儀、定之場所より外にて一切致間敷候、若相背候者有之候ハヽ、急度可申付事

一惣手代中格別於(オイテ)出情バ年数に限らず為致立身、上役え引上可申候、若身持悪鋪不出情成者、仮令上役たりとも、過怠として下役え引下ケ可申歟、又は其品により急度可申付候、其節後悔有間敷事

一惣手代中子供に至迄、休日に差遣シ候節、暮六ツ限りニ帰可申候、若遅ク帰候ハヽ、急度過怠可申付候

一惣鉢銘々帳面之外、紛敷奢ケ間敷着類杯有之候ハヽ、吟味之上取揚可申候、却而立身之為ニ不相成候、支配人中相改可被申候事

一博奕傾城(けい)狂ひ幷ニ賭(カケ)録勝負致間敷候、千万之悪事も出来之最初ハ皆少しの事ニ候、然ハ店之法度を破り我侭働き悪事成事候ハヽ、仮令数年之旧功之者にても其宥免不致候、殊ニ昨今之者は不申及、銘々之身より出たる悪事及迷惑候時、聊主をも傍輩をも恨申間敷候、性之悪敷役に立ざる者ハ、我子さへも親が勘当致候、是にて能合点可有事

一店にて昼手習致間敷、毛貫杯も遣申間敷候、并ニ諸芸之稽古仕間敷候、但シ夜ニ入若隙抔有之節ハ、手跡算盤稽古可致候、勿論外え出候而は、猶以之事ニ候、商人は商之道より外之事、習ひ嗜候てハ家職之妨(サマタゲ)、出情之障と申ものに候

一実なき者ハ一切抱置申間敷候、書しるすに不及事なれども、神ハ正直之頭(コウベ)にやどり給ふ、魔王は悪念之後(ウシロ)ニたたずむといへり、何方にても主人之扶持を蒙ながら、利欲を致候もの、天道之道ニ而有間敷候、左様之者有之候ハヽ、盗賊と云物ニ而候、見附次第、着之侭ニ而暇差遣シ可申候

一最初ハ現金売ト看板出シうり候得共、馴染重り候得は、懸にも相成物にて候、然は次第〳〵ニ懸売ニなり、現金売之元を失ひ可申候、兎角何程馴染重り候共、かけぬと安きを表に出し、律儀成ル商之仕様、直段安ふて現金ならでは売ぬと名を取、店え買に参候様に仕似セ可申候、此商之仕様ニ候ハヽ、当時之様子にてハ益可致候、惣中能々相心得可被申事

一売物手廻シ之事、別而商之肝要ニ候、仮令高利有物なりとも売遠き物を不調、兎角代呂物古ク不成内ニ売はらひ、新敷仕替候が商之秘事ニて候、此心得を失ひ候而ハ代呂物古くなり、寝金物出来、店衰微可致候、然は店売物、古き物、数ズ多ク候物抔、随分安く売払、新敷仕替可申候、殊ニ夏物壱年持越候得は、一年之利、又は古ク成、損之上損立申候、惣中能々合点可有事

一惣手代中、仮初にも奢たる風俗致間敷候、惣而商人之身之

廻りニ心を移(ウツ)セハ無情に成て、役ニたたぬ物ニて候、兎角人は元を不忘、身を治め、商に能情を入レ、排(カセギ)を大事として立身致候者、何国ニ而も姿振り身之廻り構ぬ物にて候、何れも始末を専に致候而、思案分別尤ニ候、皆若キ時、不覚語にして血気の勇に任セ、次第ニ一年〳〵と年之寄る事を知らず弁えなく、主之物我物隔なく、金銀をむざと遣ひへらし、年寄はたと行当り、後悔致間敷候、大方世間此理に当りて笑止に見ゆる者多く候、若シしれぬ命之永クして、老おとろへ候時、金銀なけれバ思ひ之外苦しミに沈ムものなり、第一古郷を離参候ハ何之為にて候哉、何卒して行末立身出世之為にてハ無之候哉、兎角我身之事ハ我と能分別して我と慎可申事

一惣手代中能相心得、商人ハ遣ひ多くしてハ富限ニならぬ物にて候、店之遣イ、銘々之遣ひ多ク不成様ニ可致候、夫に付金廻シ知が第一之事也、元銀一貫目を月壱歩に五拾年廻セば、千弐拾四貫目ニ成ルと云事ハ古より申伝候、是ハ遠き事、元銀壱貫目を月壱歩弐ニ拾五年廻セバ、八貫目ニ成申候、是ニ而年々分刀(合力カ)銀を加え、掛算用見可被申候、此利廻を存ぜざる者ハ始末悪敷、店之遣イ、自分之遣ひ多く成申候、古より何国ニ而も富限ンニ成候者ハ、皆此利廻シを存候、必望性(モトテ)之出来ぬ者ハ、始末悪敷情出さぬ物にて候、望性(モトテ)之出来る者は必ズしわく成物ニ而候、此趣を能々合点可有事

一支配人之儀ならバ麁抹ニ思ふへからず、尤諸事申付候儀、背申間敷候、扨支配人ハ惣中情不情之様子可申達候、又々惣中より支配人勤悪敷候而奢候歟、不埒之様ニ相見え候ハ、、皆々談合いたし、早々可申達候、必疎略ニ致置申間敷候、然は主之為、傍輩之為、我為にて候、悪事成事候ハ、見遁シ聞遁ニ致置申間敷候

一商売繁昌不繁昌、唯支配人之心一ツに有之事ニ候、商之道、不功者ニ而勤メ悪敷候而ハ、人々下知も指図も成間敷候、惣店中之事、我身ニ引請ずしては、支配人之甲斐無之候、頭たる者商ハイ情出し候得は、下々迄情出す物にて候、知者下ニハ能学者之出来ると申伝へ候、商人も是同前也、能キ商人ニ成候もの、自分之身は持損シ間敷候、此儀存たる事なから、心ニ深く嗜ム者無之候、兎角世間並之商人之働ニ而能と心得候ハ、、大キ成誤ニ而候、夫ニ而金儲(モウケ)成物ならば、皆々富限ニ可成候得共、古より立身致候者ハ指ビを折斗ニ而、たをれ候者其数を知らず候、然は昼夜無油断情出シ候者繁昌致、銘々之立身可有候、能々心得可申事

一人は第一不堅固ニしてハ、よろず願事も成就いたさぬ物にて候、常々心掛折々灸治致可申候、兎角病者ニ成候而は、其身斗之迷惑にあらず、親兄弟一家等迄苦を掛申候、平生食養生肝要ニ候、諸病は皆口より入と申事ニ候、灸治いた

し用心可有事

一毎日暫時成共、仏神え可致拝礼候、人々思ひ寄之仏菩薩之名號、一遍成共唱可有候、若如斯之心なくハ、聊人間之皮着たる畜生同前ニ而可有候、惣而おのづから悪行をなさぬ時は、終には天理ニ叶申候、又悪心無道之者は、必ズ三宝を崇敬いたし不申候、三宝を恐れず悪逆たる故に、仏神之恵ミに洩申候、仏神之慈悲に洩たる者が何迚能可有候哉、行すゑハ浅間敷、乞食非人之躰にも成下ル物にニ而候、先第一孝行之道に不相叶候、鳩トや烏さへも百報之孝をなし、三枝之礼をなすと申伝へ候、況や人として可恥事ニ候、古人之言、親に孝をなす事、一向金銀衣服を多くあたへ参らセたるにもあらず、仮令富るとも貧成共、唯親之心に叶ひて能ク親をいさめ悦しむるか、誠ニ孝之道也と申されし、然は孝をなさん事、偏ニ貧福には寄間敷候、兎角親之心に叶ふを以て孝とし、不叶を以て不孝とす、然ハ立身之事、身を全ふにして忠儀を尽シ世ニ出ん事、孝行之道にあらずや、我子之身之上衰えぬれハ、父母必ス苦に沈ム物ニテ候、然は立身之事、能々相心得可申事

右此掟書ハ商人たる者平生心得身持嗜之品々其要用を記す、忠臣は二君ニ不仕、又心一ツニしてハ百之君にも仕ふへし、心百にしてハ一人之君にも仕ふへからずと云り、誠ニ嗜ても猶嗜べきハ人心也、悪心を改メ善心日々ニ勤ム時は、忠孝之道に叶ひ可為本心候、然は平生無油断家職第一に可致候、尤此一巻は毎月定日無懈怠読聞シ可申候、以上

于時明和五戊子年
孟夏吉辰
尾州本店
元方

文化九壬申年
十一月写之